

平成31年度税制改正要望

平成30年9月20日

一般社団法人 日本建設業連合会

目 次

1. 印紙税の廃止

印紙税の廃止 1

2. 建設業の担い手確保・生産性向上促進税制の創設

建設キャリアアップシステムの運用に伴う費用の税額控除の創設 2

担い手確保・生産性向上に係る税制上の優遇措置の創設 2

3. 国土強靱化に資する税制措置の創設

生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設 ... 4

4. 有期事業かつ全国多数の工事現場を抱える建設業界として〈地方税〉

(1) 納税制度の簡素化など法人地方税の抜本改革 4

(2) 住民税均等割の損金算入 4

(3) 償却資産税・事業所税の廃止 4

5. 会計基準との乖離の是正

(1) 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正 5

(2) 不動産等に係る減損、評価損の損金算入 5

6. 都市・住宅対策促進税制の延長、PFI事業促進税制の整備等

(1) 都市・住宅対策を促進するための税制 6

(2) PFI事業を促進するための税制 9

7. その他要望

(1) 交際費・寄付金の損金不算入制度の見直し 10

(2) 外形標準課税における資本割の課税標準の見直し 10

(3) 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制の廃止 10

参考資料 11

1. 印紙税の廃止

平成25年度税制改正により、平成26年4月から「工事請負契約書に係る印紙税の大幅な負担軽減措置」が導入された。本措置は、平成30年3月31日を期限として制定されたもので、平成30年度税制改正により平成32年3月31日まで延長されることとなった。しかし、負担軽減措置が延長されたものの、工事請負契約書に係る印紙税については、従来より以下のような理由から速やかに廃止されるべきと考えており、当該措置の期限をもって印紙税そのものを廃止されたい。

○消費税との二重課税

印紙税は、ひとつの請負契約等に関して消費税とともに課税されており、二重課税である。

○業種による税負担の不公平

工事請負契約書や不動産譲渡契約等の一部の文書のみ課税されている。
(建物賃貸借契約書や物品売買契書等については平成元年改正により課税が廃止)

○重層請負構造による多重負担

建設業においては、重層請負構造により多重に課税されるので、他業種に比して負担が重い。

○文書課税という課税根拠の不合理

金額等の契約内容が同じでも電子契約の場合には課税されず、電子契約に対応できない零細な中小企業ほど印紙税を課税されており、課税の合理性および公平性が失われている。また、書面による契約であっても、課税対象にあたるかどうかの判断が実務上の負担となっている。

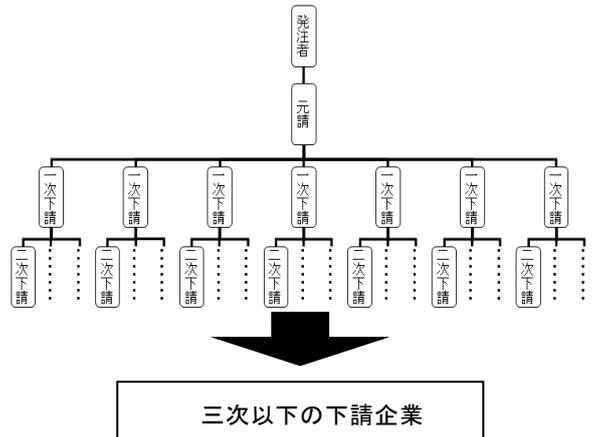
○諸外国との課税状況の比較

欧米主要国の経済取引に係わる文書への課税状況を見ても、わが国の印紙税のように請負契約書に対して課税する制度はない。

租税特別措置法による工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置税額
《平成26年4月1日から平成32年3月31日まで》

契約金額	本則税額	軽減後税額
100万円超 200万円以下	400円	200円
200万円超 300万円以下	1千円	500円
300万円超 500万円以下	2千円	1千円
500万円超 1000万円以下	1万円	5千円
1000万円超 5000万円以下	2万円	1万円
5000万円超 1億円以下	6万円	3万円
1億円超 5億円以下	10万円	6万円
5億円超 10億円以下	20万円	16万円
10億円超 50億円以下	40万円	32万円
50億円超	60万円	48万円

建設工事における重層請負構造のイメージ



請負契約書に係る印紙税に関する欧米主要国との比較

国名	日	英	仏	米	独
印紙税制度の有無	○	○	○	×	×
請負契約書に係る印紙税	○	×	×	—	—

2. 建設業の担い手確保・生産性向上促進税制の創設

建設キャリアアップシステムの運用に伴う費用の税額控除の創設【法人税】

担い手確保・生産性向上に係る税制上の優遇措置の創設【法人税】

建設業は、社会資本と建築物の円滑な整備や自然災害に対する応災活動などを通じて人々の快適で安心な暮らしを守り、活力ある生産・経済活動を拡大していくために必要な基幹産業である。しかし、当業界は他産業に先駆けて極端に高齢化しており、日建連の推計では、2014年度から2025年度の間に建設技能者が128万人離職すると見込まれている。このまま手をこまねいては建設業の生産体制が破綻しかねない極めて危機的な状況にあり、建設業界では「担い手確保」と「生産性向上」を両輪として業界を挙げて取り組んでいるところである。

担い手確保については、産業および職業の魅力向上に資する施策として、建設技能者の賃金アップ・社会保険への加入促進、女性活躍、週休二日の定着、教育訓練環境の充実等を推進している。

とりわけ、すべての建設事業者、建設技能者を対象として平成31年度より本格的に運用が始まる建設キャリアアップシステムは、建設事業者・建設技能者・建設現場がシステムに登録されることで、建設技能者の日々の就業履歴を業界横断的に管理・可視化する、国交省と業界全体が連携した画期的なシステムである。これを活用した建設技能者の適正な評価・処遇の実現とキャリア形成の支援を進めることで、就労先としての建設業の魅力向上を図っていく取り組みを進めている。建設業界では、運用開始1年で約100万人、開始後5年ですべての建設技能者（約330万人）の登録を目標に、企業、技能者および関連団体に本システムへの登録と積極的な利活用を奨励している。

また、生産性向上については、日建連では平成28年4月に「生産性向上推進要綱」を作成し、「i-Construction」を旗印に、ロボット技術を活用した無人化建設機械の導入、現場打ちに替わるコンクリートのプレキャスト化（工場生産）、企画・設計段階から発注者・設計者・施工者間で3次元情報を共有し活用するBIM/CIMなどを推進し、生産性向上へ向けた施策を推進している。

これらの活動を更に活性化するため、次の費用について総額に係る税額控除等の優遇措置を創設されたい。

- ① 平成31年度より本格的に運用が始まる建設キャリアアップシステムの登録申請及び利用開始にあたって、建設事業者が負担する、システムの登録、利用およびカードリーダー等の設備の整備等により発生する費用
- ② 建設業における「担い手確保」および「生産性向上」のための投資にかかる費用（具体的には元請企業による下請企業に雇用される優秀な技能労働者への手当支給、技能向上のための研修、女性活躍促進のための現場環境整備、無人化施工機械の購入、BIM/CIMを普及展開のためのタブレット端末やソフトウェアの購入、現場の出入管理システムの構築に要した費用、他）

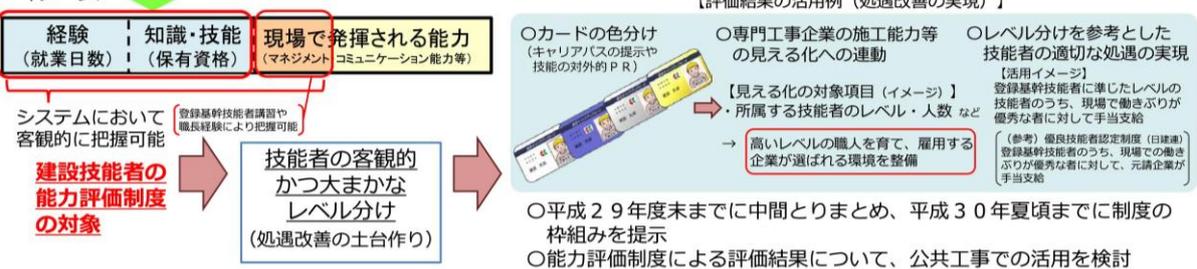
【建設キャリアアップシステム 概要】 [一般財団法人建設業振興基金HPより引用]

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成30年秋に運用開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<システムの概要>



<能力評価のイメージ> システムに登録・蓄積された情報を活用し技能者の処遇改善が図られる環境を整備



【建設キャリアアップシステム 料金体系】 [一般財団法人建設業振興基金HPより引用]

料金の種類		設定方法	支払	対象
①	事業者登録料	資本金	5年毎	全事業者（個人事業主を含む）※
システム利用料	② 管理者ID利用料	管理者IDの利用数	毎年	全事業者（個人事業主を含む）
	③ 現場利用料	技能者の就業履歴回数	—	元請として現場を登録する事業者

※事業者登録料については、一人親方は無料

①事業者登録料（5年毎）

資本金	新規・更新（円）
500万円未満	3,000
500万円以上1,000万円未満	6,000
1,000万円以上2,000万円未満	12,000
2,000万円以上5,000万円未満	24,000
5,000万円以上1億円未満	30,000
1億円以上3億円未満	60,000
3億円以上10億円未満	120,000
10億円以上50億円未満	240,000
50億円以上100億円未満	300,000
100億円以上500億円未満	600,000
500億円以上	1,200,000

※一人親方は無料。 ※消費税（8%）を含む。

②管理者ID利用料（毎年）

ID数	料金
1	2,400円

※以降、1ID毎に2,400円。
※1月あたり200円。

管理者IDの取得により、事業者報の管理、現場の登録、技能者報の閲覧、帳票の出力が可能。

③現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料金
1回	3円

現場に入場する人日単位で課金

3. 国土強靱化に資する税制措置の創設

生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設

地震・津波等の自然災害に対する設備等の強化など事業者の自主的対策を後押しする観点から、関連する投資等への税制上の支援措置を創設されたい。

4. 有期事業かつ全国多数の工事現場を抱える建設業界として〈地方税〉

(1) 納税制度の簡素化など法人地方税の抜本改革

法人住民税及び法人事業税については、国・地方を通じた税制抜本改革の中で、他の税目との整理・統合も視野に検討されるべきであり、地方税の抜本改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税を廃止することのほか、地方税を国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度への移行等を含め、早期に抜本的な改革を図られたい。

また、早期に抜本的な改革がなされない場合においても、現行の地方法人課税は制度が複雑であり、特に、建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいことから、二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人における事業税、住民税（法人税割）の課税標準の分割は、事業年度終了の日における従業員数ならびに事業所又は事務所数にて行うものとし、住民税（均等割）についても事業年度終了の日における従業者数にて税率を判定する（いずれも事業所又は事務所の新設、廃止による設置期間は考慮しない）等の申告・納付手続の簡素化を図られたい。

また、現行の法人事業税の制度（課税所得計算及び外形標準課税制度）は、煩雑な集計作業を必要としている。例えば、付加価値割の報酬給与計算における会計処理とのズレや国外分算出における煩雑さなど、あきらかに企業側の過大な負担に負う処理が散見されるので、簡素な税制となるよう改正されたい。

(2) 住民税均等割の損金算入

均等割税額を法人税の所得計算上で損金算入を認めていただきたい。

(3) 償却資産税・事業所税の廃止

償却資産税については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより残存価額や償却可能限度額が廃止されたにもかかわらず、償却資産の評価方法については改正が行われず、一物二価の状態を生んでいる。また、固定資産と償却資産の区分についての判定や抽出作業が難解で税の明確性に欠けており、申告手続に要する労力並びに税金の負担も大きいので、廃止されたい。

また、事業所税は、都市計画税との関係が曖昧であり、加え、都市部の活性化に貢献している大企業により多く課税されるという公平感に欠けるものであるので、廃止されたい。

5. 会計基準との乖離の是正

(1) 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正

工事進行基準の取り扱いについて、税制と「工事契約に関する会計基準」との間に乖離があり、特に以下の点については、実務面において不都合が生じているため是正していただきたい。

①工事進行基準損益の会計と税務の乖離の是正

会計基準、税務基準ともに工事進行基準損益の計上においては、請負の対価の額及びその原価の額などを適正に見積もることが求められるが、大会社において監査法人の会計監査を受け、適正（公正妥当）な会計処理と認められた工事進行損益については、税務上も容認いただき、会計と税務の乖離をなくしていただきたい。

②請負金未確定の場合の売上計上基準の見直し

追加工事等で請負の対価が確定していない場合、会計基準では、当事者間で実質的に合意され、かつ、合意の内容に基づいて、対価の額を、信頼性をもって見積もることができることとなった時点で工事収益総額に含めるものとされているが、税制においては法人税法施行令129条第4項により追加工事等の見積原価額をその対価の額とする旨の規定がある。これは、損失が見込まれる工事に工事進行基準が適用されていない時代に制定された条文であり、改正後の現況では、一般に損失が見込まれる工事の場合、同条文に従うと収益の過大計上を招く恐れがあるため、見直しを図られたい。

(2) 不動産等に係る減損、評価損の損金算入

明確な会計基準に基づく時価評価を行い、大会社において監査法人の会計監査を受け、適正（公正妥当）な会計処理と認められた結果である不動産等に係る減損、評価損について、会計処理に合わせた税務申告処理を認めていただきたい。

6. 都市・住宅対策促進税制の延長、PFI事業促進税制の整備等

(1) 都市・住宅対策を促進するための税制

適用期限が到来する各種特例制度の延長

平成31年3月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、優良な住宅ストック形成並びに良好な市街地環境整備の観点から延長を図られたい。

① 良好な市街地環境整備を促進するための税制

項目【税目】	内容	要望
①－1. 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 【所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税】	<p>都市再生緊急整備地域において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクトに係る特例措置を延長する。</p> <p>[都市再生緊急整備地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税・法人税 5年間 3割増償却 ● 登録免許税 建物の保存登記 本則0.4%→特例0.35% ● 不動産取得税 都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除（参酌基準を1/5とし、1/10以上3/10以下の範囲内） ● 固定資産税・都市計画税 5年間 課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準を3/5とし、1/2以上7/10以下の範囲内） <p>[特定都市再生緊急整備地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得税・法人税 5年間 5割増償却 ● 登録免許税 建物の保存登記 本則0.4%→特例0.2% ● 不動産取得税 都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除（参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内） ● 固定資産税・都市計画税 5年間 課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内） 	平成31年3月31日から2年間延長

項目【税目】	内容	要望
①－２． Jリート及びS P Cが取得する不動産に係る特例措置の延長【登録免許税・不動産取得税】	<p>Jリート及びS P Cが不動産を取得する場合における不動産流通税の措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録免許税 移転登記 本則2.0%→1.3% ● 不動産取得税 課税標準 3/5を控除 	平成31年3月31日から2年間延長
①－３． 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の延長【登録免許税・不動産取得税】	<p>不動産特定共同事業法上の特例事業者が取得する不動産について、以下の措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登録免許税 税率軽減 移転登記：2.0%→1.3% 保存登記：0.4%→0.3% ● 不動産取得税 課税標準から1/2控除 	平成31年3月31日から2年間延長
①－４． 市街地再開発事業促進のための特例措置の延長【固定資産税】	<p>市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる権利床に係る固定資産税を減額する特例を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前権利者居住用住宅 5年間 2/3を減額 ・ 従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋 5年間 1/3を減額 	平成31年3月31日から2年間延長
①－５． 防災街区整備事業に係る特例措置の延長【固定資産税】	<p>防災街区整備事業の施行により従前の権利者に対して従前資産に対応して与えられる防災施設建築物（権利床）に係る固定資産税を減額する特例を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前権利者居住用住宅 5年間 2/3を減額 ・ 従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋 5年間 1/3を減額 	平成31年3月31日から2年間延長

②優良な住宅ストック形成を促進するための税制

項目【税目】	内容	要望
②－１．土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長【登録免許税】	<p>土地等の流動化・有効利用の促進等を図るため、以下の特例措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買による所有権移転登記 本則2.0%→特例1.5% ・ 信託登記 本則0.4%→特例0.3% 	平成31年3月31日から2年間延長
②－２．買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長【不動産取得税】	<p>中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古住宅の築年月日に応じて、課税標準から以下の額を控除 <ul style="list-style-type: none"> 平成9.4.1以降 1,200万円 平成元.4.1～平成9.3.31 1,000万円 昭和60.7.1～平成元.3.31 450万円 昭和56.7.1～昭和60.6.30 420万円 昭和51.1.1～昭和56.6.30 350万円 ・ 敷地に係る税額からABのいずれか多い方を減額 <ul style="list-style-type: none"> A 45,000円 B 土地1㎡当たり評価額×1/2×住宅の床面積の2倍（上限200㎡）×3% 	平成31年3月31日から2年間延長
②－３．サービス付高齢者向け住宅供給促進税制の延長【固定資産税・不動産取得税】	<p>高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付高齢者住宅に係る特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> 5年間 税額から市町村の条例で定める割合を減額(参酌基準を2/3とし、1/2以上5/6以下の範囲内) ● 不動産取得税 <ul style="list-style-type: none"> 家屋 課税標準から1,200万円控除／戸 土地 家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当の価額等に税率を乗じて得た額を軽減 	平成31年3月31日から2年間延長

(2) P F I 事業を促進するための税制

政府では、P P P / P F I 事業について平成25年度～34年度の10年間で21兆円の事業規模目標を掲げ取り組んでいるところであるが、さらなる少子高齢・人口減少時代において厳しい財政状況の中、今ある社会資本を維持し、公共投資を安定的に確保するためにも、P P P / P F I 事業はより一層事業拡大への注目が集まっている。

民間事業者が公共施設を整備・運営するP F I 事業においては、事業スキームが通常の公共事業と異なることにより、結果として民間事業者に課税される部分が出てきており、通常の公共事業とのイコールフットィングの観点からも税制上の手当てが必要であると考えている。

政府の方針に従ってP F I 事業を推進していくためには、下記のような税制改正が必要と考え要望するものである。

① 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充【登録免許税】

公共施設等運営権制度を活用した事業の円滑な施行及び事業者負担の軽減を図るため、公共施設等運営権に対する抵当権の設定の登録に係る登録免許税について免除措置を創設されたい。

② 公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設【法人税】

一般事業法人への投資（株式購入）では、法人税支払い後の利益を原資として投資家に配当され、投資家個々の納税の段階でも再度、課税が行われる。コンセッション事業に幅広く多様な資金を集めるためには、こうした二重課税を回避する仕組みとすることが効果的である。例えば、不動産の証券化に当たって、特定目的会社や投資法人に係る税制上の優遇措置が与えられたように、コンセッション事業においても新たな政策的な措置を手当てされたい。

③ B O T 方式のP F I 事業における固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

B O T 方式による民間と競合しないP F I 事業について、税のイコール・フットィングの観点から、B T O 方式によるP F I 事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

④ 大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設【法人税】

P F I 事業におけるサービス対価は、5年、10年といった一定期間毎の大規模修繕等に備えた費用を含め、事業期間にわたって均等に支払われている。通常の公共事業であれば、大規模修繕の度に工事の発注が行われるため、民間事業者が内部留保しておく必要がないが、サービス対価を事業期間中、均等に受け取るP F I 事業者は、大規模修繕に備え、毎年、一定額を積み立てて内部留保している。こうした大規模修繕等に備えた内部留保に対する課税は、P F I 事業であるが故の税負担であると理解できる。

したがって、公共事業との税のイコールフットィングの観点から、P F I 事業における事業期間全般に渡る修繕積立金制度等の特例措置を創設されたい。

⑤ 平成30年税制改正における「長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準による収益の額及び費用の額を計算する選択制度の廃止」に伴う経過措置期間の延長【法人税】

平成30年4月1日以降に終了する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延割賦利益額を10年均等で収益計上する等の経過措置が講じられたが、平成30年3月31日までに事業契約を締結した案件の中には、事業契約終了時期が経過措置期間を超えるものが多数ある。事業契約締結時の事業収支計画と比べて資金収支が悪化することにより事業の継続が困難となる案件もあるため、繰延割賦利益額を均等で収益計上する期間を10年から事業契約終了までの期間に延長されたい。

⑥ 平成30年税制改正における「消費税における長期割賦販売等に該当する資産の販売等について延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算する選択制度の廃止」に伴う経過措置期間の延長【消費税】

平成30年4月1日以降に終了する課税期間において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残額を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置が講じられたが、平成30年3月31日までに事業契約を締結した案件の中には、事業契約終了時期が経過措置期間を超えるものが多数ある。事業契約締結時の事業収支計画と比べて資金収支が悪化することにより事業の継続が困難となる案件もあるため、賦払金の残額を均等で資産の譲渡等の対価の額とする期間を10年から事業契約終了までの期間に延長されたい。

7. その他要望

(1) 交際費・寄付金の損金不算入制度の見直し

交際費については、接待飲食費以外の支出においても、全企業を対象として一定限度内での損金算入を認めていただきたい。

寄付金については、損金算入限度額の未使用部分を一定の期間(例えば3年)の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。

(2) 外形標準課税における資本割の課税標準の見直し

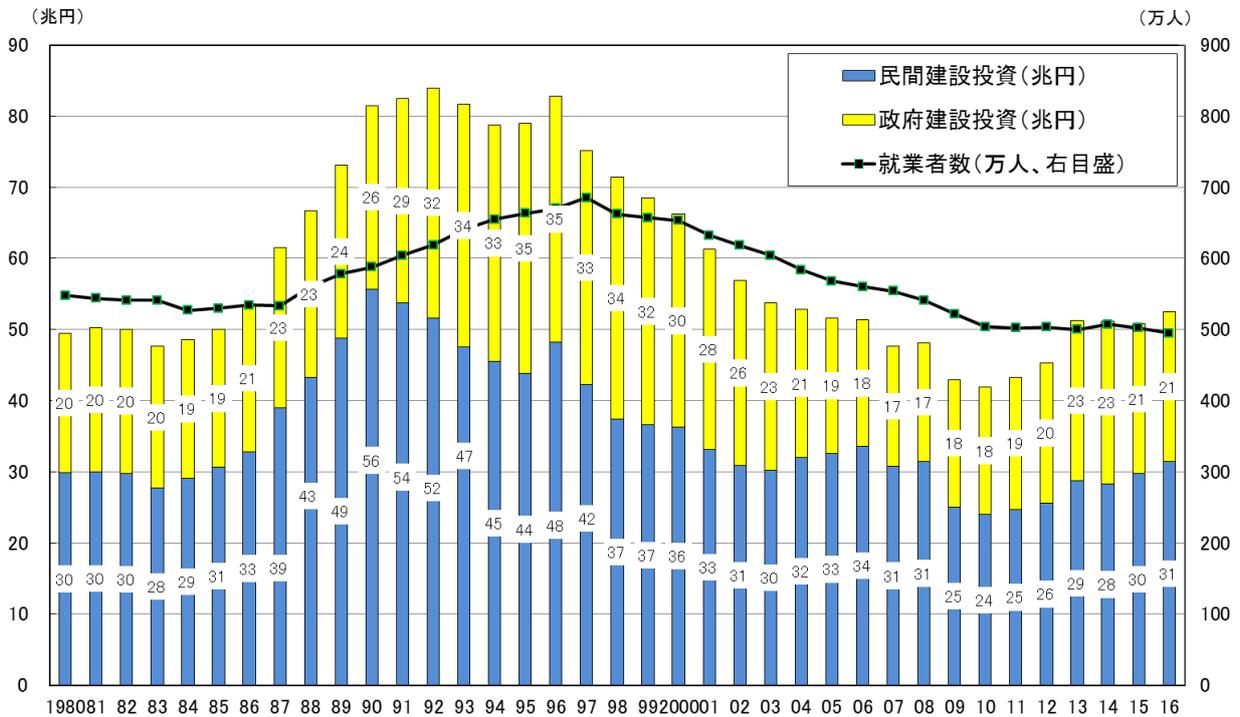
企業の資本政策の柔軟性を確保し、また、市場の活性化を促すため、資本割の課税標準を再度見直し、従来どおり、課税標準から無条件で自己株式を控除することを認めていただきたい。

(3) 創設当初の意義(土地への投資抑制等)を逸している税制の廃止

- ・ 土地譲渡益に対する追加課税制度
- ・ 地価税

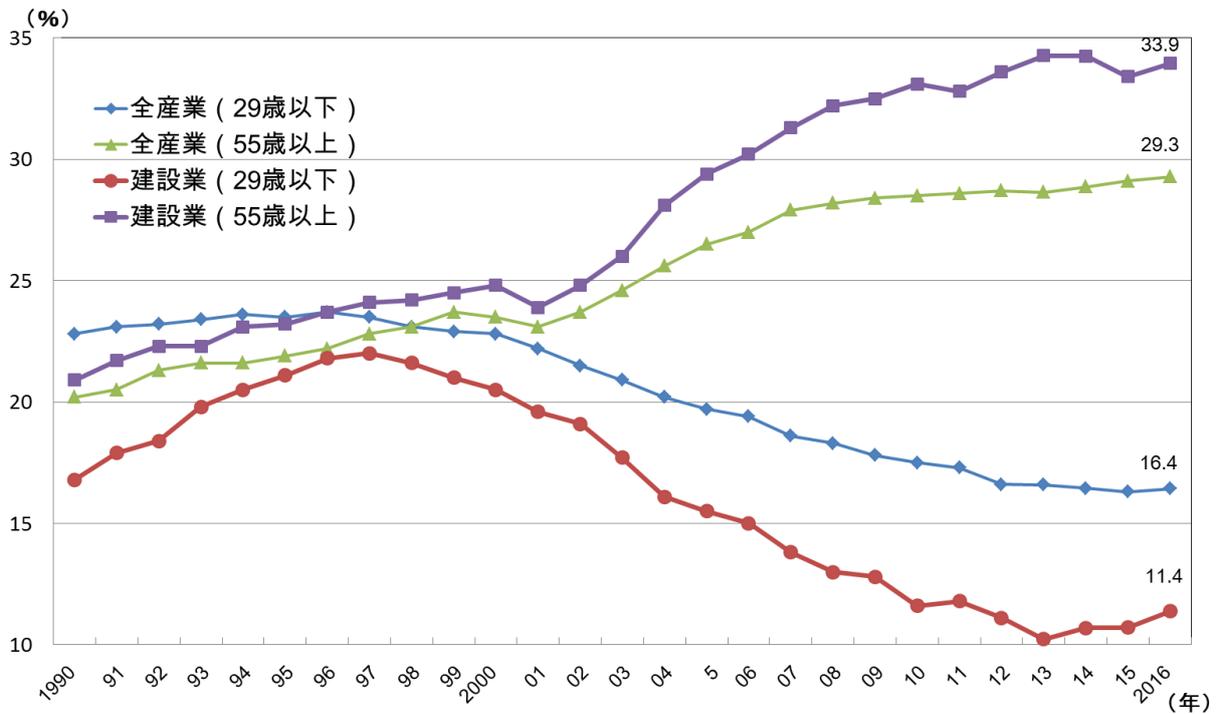
参考資料

【建設投資および就業者数の推移】



資料：国土交通省「建設投資見通し」、総務省「労働力調査」

【建設業就労者の高齢化の進行】



資料：総務省労働力調査